

タカタ株式会社及びタカタ九州株式会社の民事再生法の適用における セーフティネット保証1号の認定について

福岡市においては中小企業信用保険法第2条第5項の規定により、経営の安定に支障をきたしている中小企業者を支援するためにセーフティネット保証制度の認定業務を行っていますが、このたび、タカタ株式会社及びタカタ九州株式会社（以下、1号指定事業者）が民事再生法の適用申請を行ったことに伴い、1号指定事業者に対する売掛金等の回収が困難となったことにより、経営の安定に支障が生じている中小企業者を対象として、セーフティネット保証1号が発動されております。

1 認定要件

- ・本店登記場所（個人事業主は所得税確定申告書に記載のある事業所）が福岡市内であること
 - ・下記のいずれかの要件を満たすこと
（要件ア）1号指定事業者に対して、50万円以上の売掛金債権等（※1）を有していること
（要件イ）1号指定事業者に対して、50万円未満（1円以上）の売掛金債権等（※1）であるが1号指定事業者との取引規模が20%以上（※2）あること
- ※1 取引額は売上高（役務の提供による営業収益で未収のものを含む）または、商品仕入高（前渡金）のいずれかとします。
- ※2 直近の決算における売上高等にて判断します。

2 提出書類

- ・法人（個人事業主の場合は個人）の実印（申請書には、実印の押印が必要）
- ・中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による認定申請書
- ・法人は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主は直近の確定申告書の写し
- ・（要件ア）売掛金債権等を確認できる書類（再生債権届出書、売上台帳、請求書等）
（要件イ）上記要件アの提出書類のほか、1号指定事業者に対する売上高等の事業全体に占める割合がわかる書類（直近の決算書と得意先別売上台帳など）

<参考> セーフティネット保証制度（第1号）の内容

民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者に対し、売掛金債権等を有していることによって経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行う制度です。

◆福岡市融資制度の場合

- ・対象資金：経営安定化特別資金（特例枠）※
 - ・保証割合：100%保証
 - ・融資限度額：1億円
 - ・保証人：原則として個人は不要、法人は代表者
- ※ 福岡市外の設備に関する資金にはご利用できませんのでご注意ください。

（お問合わせ先）

福岡市博多区博多駅前2丁目9番28号 福岡商工会議所ビル2階
福岡市中小企業サポートセンター内（福岡市経済観光文化局中小企業振興部経営支援課）
TEL092-441-2171 認定受付時間：平日 午前9：00～午後4：30